

— 復興に関する情報をお届けします —

海と
生きる

けせんぬま 復興ニュース

第59号 (平成27年1月1日発行)

【発行】
気仙沼市秘書広報課
〒988-8501
宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号
TEL: 22-6600 内線 207・208
FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)
E-mail: h-koho@city.kesenuma.lg.jp



✓ 「被災者生活再建支援金 (基礎支援金)」の 申請期間が延長になりました

平成28年
4月10日まで

■問い合わせ先/
市危機管理課
tel: 22-3402

被災者生活再建支援金 (基礎支援金) の申請期間が、1年再延長となりました。
なお、加算支援金の申請期間は、平成30年4月10日までとなっています。

○被災者生活再建支援金とは

- 震災で被災された方の生活再建を支援するための制度です。住宅の被害の程度に応じて「基礎支援金」および、住宅の再建方法に応じた「加算支援金」が支給されます (指定する口座に入金されます)。
- 先に「基礎支援金」のみ申請し、住宅の再建方法が決まった後で「加算支援金」を申請することもできます。
- 入金までには、申請手続き後2~3か月程度を要します。

○対象となる世帯

市が発行する「り災証明書」で

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が「半壊」または敷地に被害が生じ、やむを得ず住宅を解体した世帯
- ③危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (いわゆる「大規模半壊世帯」と認定されます)

※実際に、被災した住宅・アパートで生活していた世帯が対象です (住宅の貸し主や店舗、生活していなかった住居は対象となりません)。

申請は
お済みですか?



○被災状況・再建方法ごとの支給額 ※単身世帯では、それぞれ4分の3の金額 (カッコ内の金額) です。

◎全壊世帯ほか (上記①・②・③の場合)

〔建設・購入の場合〕

- ・基礎支援金 = 100万円 (75万円)
- ・加算支援金 = 200万円 (150万円)
- 《合計》300万円 (225万円)

〔補修の場合〕

- ・基礎支援金 = 100万円 (75万円)
- ・加算支援金 = 100万円 (75万円)
- 《合計》200万円 (150万円)

〔賃借の場合〕

- ・基礎支援金 = 100万円 (75万円)
- ・加算支援金 = 50万円 (37万5千円)
- 《合計》150万円 (112万5千円)

◎大規模半壊世帯 (上記④の場合)

〔建設・購入の場合〕

- ・基礎支援金 = 50万円 (37万5千円)
- ・加算支援金 = 200万円 (150万円)
- 《合計》250万円 (187万5千円)

〔補修の場合〕

- ・基礎支援金 = 50万円 (37万5千円)
- ・加算支援金 = 100万円 (75万円)
- 《合計》150万円 (112万5千円)

〔賃借の場合〕

- ・基礎支援金 = 50万円 (37万5千円)
- ・加算支援金 = 50万円 (37万5千円)
- 《合計》100万円 (75万円)

○申請・受付先

申請される場合は、申請方法や必要書類などについて説明しますので、まずは下記にご連絡ください。

- 市危機管理課 tel:22-3402
- 唐桑総合支所 総務企画課 tel:32-4520
- 階上出張所 tel:27-2300
- 本吉総合支所 総務企画課 tel:42-2973
- 大島出張所 tel:28-2601



✓ 主な復興事業の状況をお知らせします①(住宅再建・水産加工)

○住宅再建《防災集団移転促進事業》

【1回目の工事発注地区】

地区名	現在整備 予定戸数	引渡 予定
1 舞根2区	25	H27. 3
2 大沢A	31	H27. 3
3 大沢B	17	引渡開始
4 長磯浜	65	H27. 6
5 登米沢	6	引渡開始
6 小泉町	90	H27. 5



地区名	現在整備 予定戸数	引渡 予定
13 赤岩小田	5	H27. 3
14 松崎浦田	35	H28. 3
15 松崎浦田第二	7	H28. 3
16 本吉町津谷	5	H27. 3
17 小泉東	11	引渡開始
18 小泉浜	5	引渡開始



完成した登米沢地区



【2回目の工事発注地区】

地区名	現在整備 予定戸数	引渡 予定
1 只越	12	H27. 3
2 小鯖	8	H27. 9
3 舞根1区	20	H27. 9
4 大浦	25	H27. 9
5 梶ヶ浦	20	引渡開始
6 小々汐	12	引渡開始
7 浪板2区	20	H27.10
8 波路上内田(内田)	5	H27. 3
波路上内田(杉/下)	5	H27.10
9 波路上杉の下	5	H27. 3
10 松崎前浜	14	H27. 3
11 最知川原	6	H27. 9
12 大谷向山	10	H27. 3

【3回目の工事発注地区】

地区名	現在整備 予定戸数	引渡 予定
1 鮪立	8	H28. 3
2 笹が陣	9	H27. 9
3 宿	10	H28. 3
4 大谷	41	H28. 3
5 松崎丸森	5	H27. 3
6 浪板1区	18	H28. 3
7 浪板1忍沢	7	H27. 9
8 最知川原第2	13	H27. 9
9 津谷大沢	7	H27. 3

地区名	現在整備 予定戸数	引渡 予定
10 面瀬	32	H28. 3
11 田尻	6	H27. 3
(市誘導型) (315)		
12 南気仙沼	15	H30. 3
鹿折北	44	H28. 3
九条四反田	22	H27. 9
九条	23	H27. 3
赤岩杉ノ沢	77	H28. 3
松岩北	56	H28. 3
松岩南	7	H27. 3
面瀬	26	H28. 3
所沢	45	H27. 5
13 大谷第2	24	H28. 3
14 浦の浜	7	調整中

○住宅再建《災害公営住宅整備事業》

【市街地部】1,346戸

地区名	棟数	階数	整備戸数	入居予定
1 鹿折	8	4~5	284	H28. 3 ※調整中
2 気仙沼内湾(魚町・入沢)	調整中		84	H28. 3~H28.11
3 気仙沼内湾(南町)	調整中		61	H28. 3
4 気仙沼内湾(八日町)	調整中		15	H28. 3
5 気仙沼駅前	2	12~13	194	H28.10~H29. 5
6 四反田	1	10	70	H27. 9
7 南気仙沼(幸町)	4	5~7	176	H28. 3
8 南気仙沼(内の脇)	2	9	144	※一部調整中
9 南郷	3	6~10	165	H27. 1~H27. 3
10 館山	2	3	30	H27.10
11 九条	1	5	30	H28. 3
12 赤岩五駄鱈	2	3	21	H27. 7
13 切通	6	3	72	H27.10~H27.12

【郊外部】810戸

地区名	整備戸数			入居予定
	戸建	長屋	合計	
14 大沢	27	2	29	H27. 5
15 只越	11	0	11	H27. 8
16 宿(明戸)	14	3	17	H28. 3
17 宿(旧唐桑小)	0	14	14	H28. 3
18 鮪立	9	0	9	H28. 3
19 小鯖	17	0	17	H27.11
20 大浦	18	0	18	H28. 3
21 牧沢	165	102	267	H28. 3~H28.10
22 面瀬	51	76	127	H28. 6
23 階上	87	19	106	H27. 3~H28. 3
24 大島	35	4	39	H27.10
25 大谷	67	5	72	H28. 3
26 山谷	12	4	16	H28. 3
27 津谷	20	11	31	H27. 8~H27.10
28 小泉	16	21	37	H27. 8



長屋戸建タイプイメージ

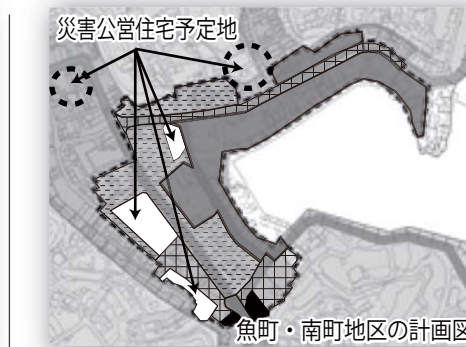
※上記は平成26年12月15日現在の状況および見込みであり、変更となる場合があります。



《土地区画整理事業》

※T.P…東京湾平均海面の高さ（標高 0m）

地区名	面積	施工期間	事業の概要
鹿折	42.0ha	H24 年度 ～ H29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生命や財産を守る、安全で利便性の高い住宅地の再建および産業の再生を図るため盛土嵩上げゾーンと低地ゾーンを設けます。 盛土嵩上げゾーンでは、T.P+3.0m～5.5mの盛土嵩上げによる安全な住居系市街地の整備を行います。 低地ゾーンでは、T.P+1.8mの高さを基本とした盛土を行い商業・工業市街地の整備を行います。
南気仙沼	32.5ha		
魚町・南町	11.3ha	H25 年度 ～ H30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園などの公共施設の整備、改善や、宅地の盛土嵩上げなどにより商業系および住宅系エリアを形成し、活気ある商業地、観光地の早期復興を図ります。 魚町地区では T.P+1.8m 以上、南町地区は T.P+1.3m 以上の造成を行い、商業系の市街地の整備を行います。



【凡例】

土地区画整理事業区域

平成 26 年度完成	平成 29 年度完成
平成 27 年度完成	平成 30 年度完成
平成 28 年度完成	

※関係機関協議によって完成年度が変更される場合があります。

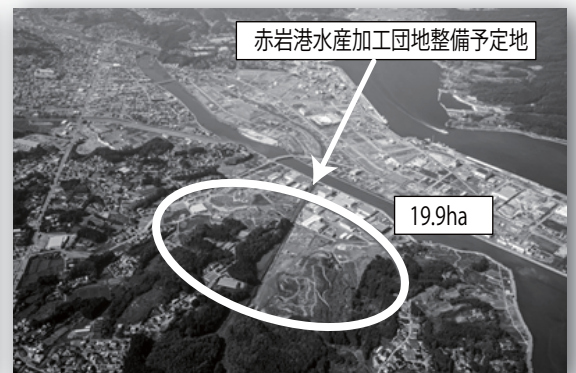
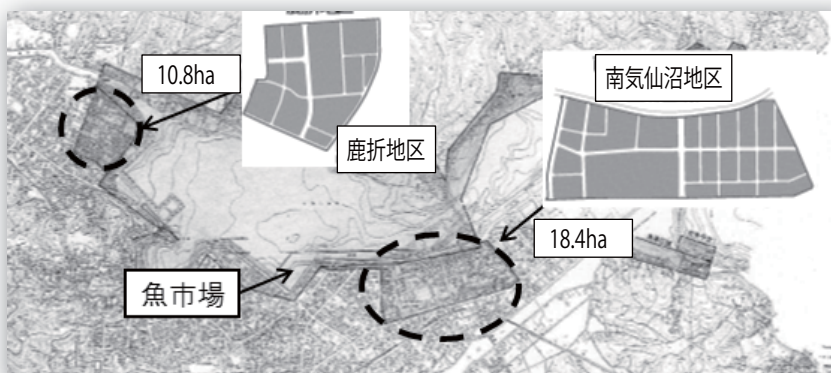
○水産加工

《水産加工施設等集積地》

地区名	面積	施工期間	事業の概要
南気仙沼	18.4ha	H24 年度 ～ H26 年度	<ul style="list-style-type: none"> 気仙沼漁港区域内において、国の補助事業を活用し、用地等の盛り土・嵩上げ工事を行い、水産加工施設等を集積します。 今年度中に工事完了予定であり、現在、南気仙沼地区 61 社、鹿折地区 22 社の計 83 社が立地予定です。
鹿折	10.8ha		

《赤岩港水産加工団地（津波復興拠点整備事業）》

地区名	面積	施工期間	事業の概要
赤岩港	19.9ha (分譲予定用地 12.0ha)	H25 年度 ～ H27 年度	<ul style="list-style-type: none"> 被災した主要産業の復興のため、国の復興交付金「津波復興拠点整備事業」を活用し、L2の津波（最大クラスの津波）に対しても安全な水産加工団地を整備し、雇用の回復と拡大を図ります。 平成 27 年 12 月末に造成工事完了予定であり、14 社が進出予定です。



✓ 気仙沼都市計画（用途地域等）を変更しました

～変更内容は、縦覧できるほか、ホームページで公開しています～

震災による被害および復旧・復興事業の実施などにより、土地活用が特に大きく変化した都市計画区域内の一部において、12月4日の都市計画審議会を経て、県知事との協議の結果、12月15日付けで、都市計画を変更しました。

この変更に関する図書は、市都市計画課（市役所第2庁舎2階）でご覧になれるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

■問い合わせ先／
市都市計画課 都市計画係
tel:22-6600 内線582



○変更した都市計画の種類

(1) 都市計画用途地域

用途地域とは、まちを住宅地・商業地などいくつかの種類に区分し、土地利用や建築物の用途、規模などに一定の決まりを定めるものです。

- (主な変更区域) ○鹿折地区・南気仙沼地区 水産加工施設等集積地
○鹿折地区・南気仙沼地区 低地ゾーン土地利用促進事業区域
○赤岩港地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
○都市計画道路沿道

(2) 都市計画準防火地域

準防火地域とは、市街地の不燃化を促進し建築物の耐火性を高めることが重要とされる区域で、建築構造には一定の基準が求められます。

(主な変更区域) 用途地域等の変更に伴い、変更します。

(3) 都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区・特別工業地区）

市では、用途地域のうち建築に係る制限が比較的少ない準工業地域に対して、特別用途地域として「大規模集客施設制限地区」と「特別工業地区」を指定しています。

《大規模集客施設制限地区とは》

市街地における都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設（劇場、店舗などで面積が10,000㎡超）の建築を制限しています。

《特別工業地区とは》

住環境の保護を図ることなどを目的とし、一定規模以上の工場および遊技場などの建築を制限しています。

(主な変更区域) 今回、用途地域（準工業地域）等を変更する区域において変更します。

(4) 赤岩港地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

赤岩港地区において、津波復興拠点の水産加工団地として整備を進めており、平成24年に都市計画決定しているものです。

(主な変更区域) 事業区域の一部を変更します。

✓ 今月の女性のための面接相談（無料）

心身の不調や、家族・人間関係の問題、パートナーからの暴力などについて、ひとりで悩んでいませんか。専門の相談員が対応し、秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

■問い合わせ先／
市地域づくり推進課
男女共生推進室
tel:22-6600
内線334

○女性のための面接相談（毎月第2水曜日）

■日 時／1月14日（水）午後1時から5時まで
（最終受付は午後4時）

○女性の悩み面接相談（毎月第3水曜日）

■日 時／1月21日（水）午前10時から午後4時まで
（最終受付は午後3時）

■場 所／予約の際にご案内します。

■対 象／一般女性（被災の有無にかかわらず相談できます）

■申し込み／当日の受付も可能ですが、予約の方が優先となりますので事前に、
相談専用電話 tel:24-5988 へご連絡ください。

